

タイ産トマト種子からの *Tomato brown rugose fruit virus* (ToBRFV) の検出に係る対応について

1. 経緯

- (1) ToBRFVについては、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の2の36項で、発生国のみならず全ての地域を対象に輸出国での精密検定（種子の検定は、4,600粒について、リアルタイムRT-PCR法による検定を行うこと）を求め、ToBRFVに侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求。主な宿主植物はトマト及びとうがらし種子。
- (2) 本年8月、日本から中国に再輸出したタイ産トマト種子について、中国が実施した輸入検査でToBRFVを検出。また、別の荷口のタイ産トマト種子（別の荷口だが、同一輸出者・同一輸入者）について、植物防疫所の輸出検査において、ToBRFVを検出。なお、現行ToBRFVはタイでは未発生。
- (3) 植物防疫所で輸入時に同一の検査証明書でタイから輸入されたトマト種子について、輸入者の了承の下サンプルの提供を受け、精密検定を実施し、全てのロットからToBRFVを検出。

2. 緊急的な対応

今般の事例を受け、農水省ではToBRFVの侵入・まん延の防止のため、次の対応を実施する。

- (1) 植物防疫課は、タイ側に原因究明と改善を要求。
- (2) タイ側の原因究明と改善が講じられるまでの当面の間、植物防疫所は輸入検査を強化。
- (3) 既に輸入済みの種子については、種苗業者に自主検査を要請。
- (4) 種苗業者は、清浄性の高い種子を輸入するように、タイ以外の代替輸出国を確保するように要請。

3. 輸入検査の強化

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、タイから輸入されるToBRFVの宿主植物

(2) 期間

令和6年11月1日から当面の間（タイ側から原因究明と改善措置が講じられ、輸入検査の強化が不要と判断されるまで）

(3) 検定方法

次の数量について、ToBRFV を対象とした遺伝子検定の実施

植物	検定対象
種子	4,600 粒（同一の検査単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該種子数の 10%）
生植物（種子及び果実を除く。）	検査単位ごとに 1% の生植物から若葉（最低 1 葉）をサンプリングし、検定

4. 種苗業者への要請

以下のとおりの対応にご協力をお願いします。

(1) 輸入済み種子への対応

- ・既に国内に輸入済みのタイ産 ToBRFV の宿主植物（トマト種子、とうがらし種子）について、種苗業者による流通前の自主検査を実施し、陽性となった場合には、種子を廃棄すること。なお、検定方法等技術的支援が必要な場合には、植物防疫所が支援する。
- ・販売済みの種子について、育苗・栽培時、ToBRFV の疑似症状が観察された情報があれば、植物防疫所へ連絡すること。

(2) 代替輸出国の確保

- ・タイからの宿主植物が輸入停止とならないよう、清浄な種子を調達するとともに、特定の国に依存することなく、調達先を分散させる等リスクを分散させること。

(参考)

ToBRFV の宿主植物

種子	いぬほおずき、とうがらし及びトマトの種子
生植物（種子及び果実を除く）	あおげいとう、いぬほおずき、ウェロニカ・シリアカ、かたばみ、しまつなそ、すべりひゆ、せいようたんぽぽ、ソラヌム・エラエアグニフォリウム、トマト、はまふだんそう、ひめむかしよもぎ、マルウァ・パルウイフロラ、みなとあかざ及びとうがらし属